

# 新型コロナウイルス感染症に係る支援情報

**令和2年12月1日現在の情報です**

※情報は日々更新されます。詳細は、各問い合わせ先(ホームページ等)にご確認ください。

宇佐市新型コロナウイルス感染症対策本部

# 目 次

## 1. 市民を対象とする支援制度

◎新型コロナウイルス感染症の影響による、離職や収入の減少等により生活が困窮している方への支援や制度の情報を集めて掲載しています。お尋ねは、それぞれの問い合わせ先までお願いします。

○給付・貸付に関するもの	1,2
○支払猶予に関するもの	3
○減免に関するもの	4
○対応期間の延長に関するもの	5
○新型コロナウイルス感染症により仕事を休むとき	6
○相談窓口	7~9

## 2. 企業及び個人事業主等を対象とする支援制度

◎新型コロナウイルス感染症の影響を受ける企業及び個人事業主の皆さまへの支援に関する情報を集めて掲載しています。お尋ねは、それぞれの問い合わせ先までお願いします。

○小学校等の臨時休業等に伴う事業主向けの助成	10
○企業及び個人事業主向け給付・融資等	11~14
○農林水産業者向け給付・融資等	15
○医療及び福祉等従事者向け融資・支援金等	16,17

※この他にも各種支援情報はあります。国、大分県の制度等もご確認ください。

厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について「働く方と経営者の皆様へ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html#hatarakukata](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#hatarakukata)

経済産業省：新型コロナウイルス感染症関連「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>

大分県：新型コロナウイルス感染拡大に伴う県民・事業者支援メニュー

<http://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/covid19-oita-shien-menu.html>

新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済的に困りの方へ(給付・貸付等)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
1	すくすく子育て 応援事業  <b>市独自</b>	学校の臨時休業等により、子供たちが家庭で過ごす等により膨らんだ経済的負担の緩和と感染症の影響で不安を抱えながら赤ちゃんの誕生を迎えられた子育て世帯を応援するため、「すくすく子育て応援券」を支給します。 <b>【支給内容】</b> 1人当たり3万円分の応援券(市内店舗等で利用できる商品券) <b>※応援券の使用期限は令和3年1月31日まで</b> <b>【申請方法】</b> 右記①の方:世帯主宛てに別途案内通知を送付しています(10月) 右記②の方:出生の手続き時に申請案内をします <b>【申請期限】</b> 令和3年1月29日まで	以下のいずれかを満たす児童が対象  ①平成14年4月2日以降に生まれた方で、令和2年7月31日(以下、「基準日」)時点で宇佐市に住民票がある児童 ②基準日時点で宇佐市に住民票がある方が令和2年8月1日から同年12月31日までの間に出生したことで、出生時に宇佐市の住民票に記載された児童	<a href="https://www.usacoco.jp/news/detail.php?id=243&amp;kind=">https://www.usacoco.jp/news/detail.php?id=243&amp;kind=</a>	(市)福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係 ☎27-8143
2	保育施設等従事者 応援事業  <b>市独自</b>	コロナ禍に、保育が必要な保護者のために感染防止対策を講じて継続的に子どもたちを保育してきた保育士等への支援を行います。 <b>【支給内容】</b> 1人当たり5万円分の応援券(市内店舗等で利用できる商品券) <b>※応援券の使用期限は令和3年1月31日まで</b> <b>【申請方法】</b> 応援券は保育施設等の代表者を通じて支給します	市内の私立認可保育所、認定こども園、放課後児童クラブ、病児病後児保育施設に令和2年4月1日から6月30日までの間に10日以上勤務された方	<a href="https://www.usacoco.jp/news/detail.php?id=244&amp;kind=">https://www.usacoco.jp/news/detail.php?id=244&amp;kind=</a>	(市)福祉保健部 子育て支援課 保育支援係 ☎27-8144
3	ひとり親世帯への 臨時特別給付金	子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、収入の少ないひとり親世帯の方に対し、臨時特別給付金を支給します。 <b>【給付内容】</b> 1. 基本給付 児童手当受給世帯等に対して、5万円(第2子以降は+3万円) 2. 追加給付 収入減の場合+5万円 <b>【申請方法】</b> 右記①の方:申請不要(7月振込済) 右記②③の方:申請が必要。	① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 ② 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方	<a href="https://www.usacoco.jp/news/detail.php?id=239&amp;kind=">https://www.usacoco.jp/news/detail.php?id=239&amp;kind=</a>	厚生労働省「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター ☎0120-400-903 (平日9~18時)  (市)福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係 ☎27-8143
4	学生支援緊急 給付金	新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、アルバイト収入が大幅に減少し、大学等での就学の継続が困難になっている学生等を対象として、給付金が支給されます。 <b>【給付額】</b> 住民税非課税世帯の学生 20万円 上記以外の学生 10万円	国公立大学(大学院含む)・短大・高専・専門学校(留学生含む)	<a href="https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html">https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html</a>	在学している各大学等へお問い合わせください

(市):宇佐市役所

新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済的に困りの方へ(給付・貸付)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
5	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給します。</p> <p><b>【支給額】</b> 休業前賃金の80%(日額上限11,000円) ※休業実績に応じて支給</p> <p><b>【申請期間】</b> ①令和2年4～9月休業分 ⇒同年12月31日まで ②令和2年10～12月休業分 ⇒令和3年3月31日まで</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業期間中の賃金(休業手当)の支払いを受けることができなかった労働者(※) ※ 被保険者でない方も対象となります。</p>	<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuguyoshienkin.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/kyuguyoshienkin.html</a></p>	<p>※支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページをご確認ください。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金コールセンター ☎0120-221-276 (月～金8:30～20:00/土日祝8:30～17:15)</p>
6	住居確保給付金(家賃)	<p>離職及び新型コロナウイルス感染症による休業や失業により収入が減少し、住居を失った又はそのおそれのある方へ、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。</p> <p><b>【上限額】</b> 単身世帯:34,600円 2人世帯:37,000円 3人世帯:40,000円 4人世帯:43,000円 5～6人世帯:45,000円</p> <p><b>【支給期間】</b> 原則3ヵ月(最長9ヵ月まで)</p>	<p>離職等により住居を失った又は住居を失うおそれがある方 (収入要件、資産要件、その他要件あり)</p>	<p><a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/fukushi/3/10787.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/fukushi/3/10787.html</a></p>	<p>宇佐市社会福祉協議会 ☎33-0725</p>
7	緊急小口資金・総合支援資金(生活福祉資金貸付制度)	<p>新型コロナウイルス感染症による休業や失業により収入が減少し、一時的な資金が必要な方へ、緊急小口資金及び総合支援資金(生活支援費)の特例貸付を行います。</p> <p>○緊急小口資金 20万円以内 ○総合支援資金 単身世帯:月15万円以内 2人以上世帯:月20万円以内 貸付期間:原則3月以内</p> <p><b>【受付期間】</b> 令和2年12月28日まで</p>	<p>詳細は社会福祉協議会へ</p>	<p><a href="https://www.usa-shakvo.jp">https://www.usa-shakvo.jp</a></p>	<p>宇佐市社会福祉協議会 ☎33-0725</p>

(市):宇佐市役所

新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済的にお困りの方へ(支払猶予)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	お問い合わせ先
1	市税、国民健康保険税等の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で、市税の全部又は一部を一時に納付することが困難となった方について、1年間の徴収猶予が認められる場合があります。	事業の休業、廃止又は失業等の理由で、収入が著しく減少し、市税を一時に納付することが困難な方	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zeimu/3/11313.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zeimu/3/11313.html</a>	(市)市民生活部 税務課 納税係 ☎27-8130
2	後期高齢者医療保険料の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で、保険料の全部又は一部を一時に納付することが困難となった方について、半年間の徴収猶予が認められる場合があります。	事業の休業、廃止又は失業等の理由で、収入が著しく減少し、市税を一時に納付することが困難な方	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zeimu/1/2/2/10704.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zeimu/1/2/2/10704.html</a>	(市)市民生活部 税務課 納税係 ☎27-8130
3	介護保険料の徴収猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で、保険料の全部又は一部を一時に納付することが困難となった方について、半年間の徴収猶予が認められる場合があります。	事業の休業、廃止又は失業等の理由で、収入が著しく減少し、市税を一時に納付することが困難な方	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zeimu/1/2/2/10704.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zeimu/1/2/2/10704.html</a>	(市)市民生活部 税務課 納税係 ☎27-8130
4	大分県母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払猶予	母子父子寡婦福祉資金貸付の貸付を受けた方が、新型コロナウイルス感染症の影響により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合には、その支払を猶予します。	ひとり親家庭及び寡婦	<a href="https://www.usa.coco.jp/news/detail.php?id=213&amp;kind=">https://www.usa.coco.jp/news/detail.php?id=213&amp;kind=</a>	(市)福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係 ☎27-8143
5	納税の猶予の特例(法人税、消費税など)	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した事業者について、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予します。	2月から納期限までの一定の期間(1ヵ月以上)において、収入が前年同期比概ね20%以上減少した事業者	<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/nozoei/nofu_konnan.htm?yclid=YSS.EA!alQobChMl8_Swhvi86QIVxdeWCh2HUAozEAAYASA AEgLvPvD BwE">https://www.nta.go.jp/taxes/nozoei/nofu_konnan.htm?yclid=YSS.EA!alQobChMl8_Swhvi86QIVxdeWCh2HUAozEAAYASA AEgLvPvD BwE</a>	国税局猶予相談センター(熊本国税局) ☎0120-948-540 宇佐税務署 ☎32-0360

(市):宇佐市役所

新型コロナウイルス感染症の影響を受け経済的にお困りの方へ(減免)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
1	市営住宅家賃の減免	新型コロナウイルス感染症の影響等による失職等で収入が著しく減少した方は、家賃の減免や徴収を猶予できる場合があります。	市営住宅入居者	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/kurashi_tetsuzuki/jutaku_tochi/1/10343.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/kurashi_tetsuzuki/jutaku_tochi/1/10343.html</a>	(市)建設水道部 建築住宅課 住宅係 ☎27-8184
2	国民年金保険料の免除	新型コロナウイルスの感染症の影響により保険料の納付が困難となった場合、一定の要件に該当する方は保険料の免除が適用できる場合があります。	新型コロナウイルス感染症による影響で収入が減少した方、失業、事業の廃止(廃業)または休止の届出を行っている方など	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/iryo_kenko_fukushi/hoken_nenkinn/4/8235.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/iryo_kenko_fukushi/hoken_nenkinn/4/8235.html</a>	(市)福祉保健部 健康課 年金係 ☎27-8124
3	国民健康保険税の減免について	国保税の全部又は一部を一時に納付することができない方について、国保税の減免が認められる場合があります。	事業の不振、休業や廃業、失業等の理由で、収入が著しく減少した等により、国保税の全部または一部を一時に納付することができないと認められる被保険者	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zaimu/1/2/1/10706.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zaimu/1/2/1/10706.html</a>	(市)市民生活部 税務課 市税係 ☎27-8129
4	後期高齢者医療保険料の減免について	保険料の全部又は一部を一時に納付することができない方について、保険料の減免が認められる場合があります。	事業の不振、休業や廃業、失業等の理由で、収入が著しく減少した等により、保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認められる被保険者	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zaimu/1/2/1/10706.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/11/zaimu/1/2/1/10706.html</a>	(市)市民生活部 税務課 市税係 ☎27-8129
5	介護保険料の減免について	保険料の全部又は一部を一時に納付することができない方について、保険料の減免が認められる場合があります。	事業の不振、休業や廃業、失業等の理由で、被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が著しく減少し、保険料の全部または一部を納付することができないと認められる被保険者	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/iryo_kenko_fukushi/hoken_nenkinn/1/8225.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/iryo_kenko_fukushi/hoken_nenkinn/1/8225.html</a>	(市)市民生活部 税務課 市税係 ☎27-8129

(市):宇佐市役所

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの方へ(対応期間延長)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
1	転入、転居などの届出について	転入、転などの届出は、事由が生じた日から14日以内に行わなくてはなりません。14日を経過した場合でも「正当な理由」があったものとみなされます。	転入、転居などの届出者	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougou/soshiki/11/shimin/6/4281.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougou/soshiki/11/shimin/6/4281.html</a>	(市)市民生活部 市民課 窓口サービス係 ☎27-8126
2	介護保険認定有効期間について	介護保険更新申請する方で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の対応に伴い認定調査が実施できない場合は、従来の有効期間を12ヶ月延長します。	介護保険更新申請する方で、面会禁止となった施設や病院に入所(入院)している方。または、在宅で感染予防の理由で外部との接触を拒否されている方	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougou/soshiki/12/kaioghokenka/2/10658.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougou/soshiki/12/kaioghokenka/2/10658.html</a>	(市)福祉保健部 介護保険課 介護認定係 ☎27-8147

(市):宇佐市役所

新型コロナウイルス感染症により仕事を休むとき

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
1	傷病手当金	<p>宇佐市国民健康保険及び大分県後期高齢者医療の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者(発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む。)に対して、条件が当てはまる方には傷病手当金の支給を行います。</p> <div style="border: 1px solid orange; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>上記以外の健康保険については、ご加入の健康保険の保険者にご確認ください</p> </div>	<p><b>①～⑥まですべてに該当する方</b>                      ① 宇佐市国民健康保険又は、大分県後期高齢者医療の加入者である。                      ② 被用者である。                      ③ 新型コロナウイルス感染症に本人が感染し(本人が感染の疑いがある場合でもよい)何らかの症状があった。                      ④ ③により、保健所又はお勤めの事業所等から自宅待機の指示を受けた。                      ⑤ ④により、自宅待機期間が3日以上あった。                      ⑥ 自宅待機期間に出勤予定日があり、給与の支払いを受けない休暇(有給休暇でも2/3以下の支給しか受けない場合を含む)として事業所から取り扱われた。</p>	<p><a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/kenko/hokennenkin/kokuho/11329.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/kenko/hokennenkin/kokuho/11329.html</a></p>	<p>(市)福祉保健部                      健康課                      国保・高齢者医療係                      ☎27-8135                      ☎27-8136</p>

(市):宇佐市役所



新型コロナウイルスに関連する相談窓口

○市民向け相談

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
1	ひとり親家庭で生活にお困りの場合の相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、「収入が減った、働き先を探したい」等、お困りのひとり親家庭の相談窓口を設置しています。	ひとり親の方	<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/12480/hitorioyokateisien.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/12480/hitorioyokateisien.html</a>	(市)福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係 ☎27-8143  大分県母子寡婦福祉連合会 ☎097-552-3313 火～金曜日8:30～ 18:00、月、日曜日8:30～ 17:00
2	DV等相談	新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われる中、生活不安・ストレスにより、配偶者からの暴力(DV)の増加や深刻化が懸念されています。ひとりで悩まず、相談してください。	どなたでも	<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudan.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/soudan.html</a>	○配偶者暴力相談支援センター(夫人相談所) ☎097-544-3900 ○配偶者暴力相談支援センター(大分県消費生活・男女共同参画プラザ<アイネス>) ☎097-534-8874  ○夫・パートナーからの暴力、ストーカー等の相談については各警察署でも相談できます
3	児童虐待相談	虐待を受けたと思われる子どもを発見した時、子どもを虐待してしまいそうな時などは、全国共通ダイヤル「189」(通話料無料)に電話してください。お近くの児童相談所につながります。	どなたでも	<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/12480/gyakutai.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/12480/gyakutai.html</a>	中津児童相談所 ☎0979-22-2025 Fax0979-23-5935 ※児童虐待など緊急の場合は24時間受け付けています  (市)福祉保健部 子育て支援課 子育て支援係 ☎27-8143
4	思春期こころの相談	臨床心理士による10～20歳代のこころの悩みなどに関する相談を受けます。	10～20歳代の思春期、青年期の方、その保護者、家族	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/kenko/kokoronokenkou/10753.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/kenko/kokoronokenkou/10753.html</a>	(市)福祉保健部 健康課 健康増進係 ☎27-8137  申込みは せせらぎ教室 ☎37-1605 まで 平日9～16時受付
5	教育相談電話	不登校、進路、友人関係、子育てなどの悩みや困りごとに対して、電話相談員が相談に応じています。	どなたでも	○大分県教育センター教育相談部 ☎097-503-8987(相談専用) (平日9:00～16:00) ○学校安全・安心支援課 ☎097-506-5546・5547 (平日9:00～17:00) ◆24時間受付窓口 ○大分県教育センター教育相談部メール相談 Email: oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp ○24時間子どもSOSダイヤル ☎0120-0-78310 ○ネットいじめ相談 Email: no-ijime@pref.oita.lg.jp	

(市): 宇佐市役所

新型コロナウイルスに関連する相談窓口

○市民向け相談

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
6	労働に関する相談	雇用の不安などに大分県労政・相談情報センターの職員が対応します。	どなたでも		大分県労政・相談情報センター(県商工労働部雇用労働政策課内) ☎0120-601-540(固定電話から) ☎097-532-3040(スマホ・携帯から)
7	消費生活相談	消費生活に関する相談を受けます。(新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等、契約に関するもの)	市内に住所を有する方	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/syouhiseikatu/4823.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/syouhiseikatu/4823.html</a>	(市)経済部 商工振興課内 宇佐市消費生活センター ☎25-5581
8	新型コロナウイルス感染症関連SNS心の相談	新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩みについてチャット形式で相談ができます。	どなたでも	<a href="https://lifelinks.net/">https://lifelinks.net/</a>	厚生労働省 受付時間: 月・火・木・金・日17時～22時30分 水11時～16時30分
9	大分県こころからだの相談支援センター(精神保健福祉センター)	新型コロナウイルス感染拡大による不安など、メンタルヘルスに関する相談ができます。	どなたでも	<a href="http://www.pref.oita.jp/site/kokorotokarada/">http://www.pref.oita.jp/site/kokorotokarada/</a>	☎097-541-6290 平日8:30～12:00、 13:00～17:00
10	働く人の「こころの耳電話相談」	メンタル不調や過重労働による健康障害などの相談を電話で受け付けています。	労働者や企業の人事労務担当者の方等	<a href="https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/">https://kokoro.mhlw.go.jp/tel-soudan/</a>	☎0120-565-455 (フリーダイヤル) 月・火曜日 17～22時 土・日曜日 10～16時 (祝日・年末年始は除く)
11	働く人の「心の耳メール相談」	心身の不調や不安・悩み等メンタルヘルスに関する相談をメールで受け付けています。	働く方等	<a href="https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/">https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/</a>	メールは24時間受付 (土日祝日・年末年始は相談対応不可)
12	人権相談について	新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗・中傷をはじめ、人権侵害などについてお悩みの方はご相談ください。	どなたでも	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html</a>	みんなの人権110番 ☎0570-003-110 厚生労働省 平日8:30～17:15
13	人権相談について(市)	新型コロナウイルス感染症に関連する誹謗・中傷をはじめ、人権侵害などについてお悩みの方はご相談ください。	どなたでも	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/10/suishin/1/1_1/10818.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/10/suishin/1/1_1/10818.html</a>	(市)総務部 人権啓発・部落差別 解消推進課 ☎27-8122
14	外国人の人権相談について	外国人のための電話による相談窓口です。	どなたでも	<a href="http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html">http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken02_00022.html</a>	外国語人権相談ダイヤル(Foreign-language HumanRights Hotline). ☎0570-090911 厚生労働省 平日9～17時
15	外国人総合相談センター	多言語で相談に対応しています。 【相談方法】 窓口、電話、メール 【相談対応者】 センター職員その他、必要に応じて、行政書士などの専門家と連携して対応します。 【対応言語】 多言語コールセンターなどを活用し、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語等9言語	県内に暮らす外国人やその関係者等	<a href="https://www.oitaplaza.jp/japanese/">https://www.oitaplaza.jp/japanese/</a>	(公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団(大分国際交流プラザ内) ☎097-529-7119 Email:oisca@emo.or.jp 10～17時日曜、祝日、 iichiko総合文化センター休館日及び年末年始を除く

(市):宇佐市役所

新型コロナウイルスに関連する相談窓口

○企業及び個人事業主等を対象とする金融相談

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
16	新型コロナウイルス感染症に伴う金融相談	新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が減少している中小企業者に対し、経営面・資金面等の各種相談に応じます。	中小企業者	<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/sodanmadoguti1.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/sodanmadoguti1.html</a>	大分県経営創造・金融課 (経営に関すること) ☎097-506-3223 (金融に関すること) ☎097-506-3226 日本政策金融公庫 別府支店 ☎0977-25-1151 宇佐商工会議所 ☎33-3433 宇佐両院商工会 ☎44-0381 大分県よろず支援拠点 ☎097-537-2837

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの方へ(事業主向け助成等)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
1	<p>小学校休業等 対応助成金 (労働者を雇用 する事業主向 け)</p> <p><b>期間延長 予定有</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する 対応として、小学校等が臨時休業し た場合等に、その小学校等に通う子 どもの保護者である労働者の休職に 伴う所得の減少に対応するため、正 規・非正規を問わず、労働基準法上 の年次有給休暇とは別に有給の休 暇を取得させた企業に助成金する 制度です。</p> <p><b>【支給額】</b> 休暇中に支払った賃金相当額× 10/10 日額支給上限額8,330円 ※令和2年4月1日以降に取得した 休暇については15,000円</p> <p><b>【申請期限】</b> ①令和2年2月27日～同年9月30 日までの休暇取得分 ⇒令和2年12月28日まで ②令和2年10月1日～同年12月31 日までの休暇取得分 ⇒令和3年3月31日まで</p>	<p>新型コロナウイルス感染 症に関する対応として、 子どもの世話をを行うこと が必要となった労働者に 対し、労働基準法上の 年次有給休暇とは別に 有給(賃金全額支給)の 休暇を取得させた事業 主</p>	<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html</a></p>	<p>学校等休業助成金・ 支援金、雇用調整助 成金コールセンター ☎0120-60-3999</p> <p>9～21時(土日・祝日含 む)</p>
2	<p>小学校休業等 対応支援金 (委託を受けて 個人で仕事を する方向け)</p> <p><b>期間延長 予定有</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に より、小学校等が臨時休業等した場 合等に、子どもの世話をを行うため に、契約した仕事ができなくなった個人 で仕事する保護者へ支援金を支給 します。</p> <p><b>【支給の内容】</b> ①令和2年2月27日～同年3月31 日までの間において、仕事ができな かった日について、1日あたり4,100 円(定額) ②令和2年4月1日～同年12月31 日までの間において、仕事ができな かった日について、1日あたり7,500 円(定額)</p> <p><b>【申請キャンペーン】</b> 上記① 令和2年12月28日まで(消印有効) 上記② 令和3年3月31日まで(必着)</p>	<p>新型コロナウイルス感染 症に関する対応として、 子どもの世話をを行うこと が必要となった方で、個 人で就業する予定で あった場合、または業務 委託契約等に基づく業 務遂行等に対して報酬 が支払われており、発注 者から一定の指定を受 けているなどの場合</p>	<p><a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html</a></p>	<p>学校等休業助成金・ 支援金、雇用調整助 成金コールセンター ☎0120-60-3999</p> <p>9～21時(土日・祝日含 む)</p>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの方へ(企業及び個人事業主向け給付・融資等)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
1	持続化給付金	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる事業全般に広く使える給付金を支給します。</p> <p>法人は200万円以内、個人事業者等は100万円以内を支給します。</p> <p><b>【申請期限】</b> 令和3年1月15日</p>	<p>中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等、その他各種法人で、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年同月比で50%以上減少している方</p>	<p><a href="https://www.iizo.kuka-kyufu.jp/">https://www.iizo.kuka-kyufu.jp/</a></p>	<p>(経済産業省)持続化給付金事業コールセンター</p> <p>☎0120-279-292</p> <p>【8/31以前に申請された方のお問い合わせ・相談窓口】</p> <p>☎0120-115-570</p> <p>8:30~19:00 日~金曜日(土曜日祝日を除く)</p>
2	家賃支援給付金	<p>地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的として、テナント事業者に対して給付金を支給します。</p> <p><b>【給付額】</b> 申請時の直近の支払賃料(月額)に基づいて算出される月額給付額を基に、6か月分に相当する額を支給します。</p> <p><b>【月額給付額の算定方法】</b> ①法人の場合 ・家賃75万円以下:賃料×2/3 ・家賃75万円超:50万円+(賃料-50万円)×1/3 ※上限100万円 ②個人事業者の場合 ・家賃37.5万円以下:賃料×2/3 ・家賃37.5万円超:25万円+(賃料-25万円)×1/3 ※上限50万円</p>	<p>テナント事業者のうち、中小企業や個人事業者の方で5~12月においていずれかに該当する方</p> <p>①いずれか1か月の売上高が前年同月比で50%以上減少 ②連続する3か月の売上高が前年同月比で30%以上減少</p>	<p><a href="https://www.metti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html">https://www.metti.go.jp/covid-19/yachin-kyufu/index.html</a></p>	<p>家賃支援給付金コールセンター</p> <p>☎0120-653-930</p> <p>8:30~19:00 日~金曜日(土曜日祝日を除く)</p> <p>[電話予約] 0120-150-413</p> <p>※宇佐商工会議所2階に申請サポート会場設置(要予約)</p>
3	テナント事業者家賃補助事業	<p>国の「家賃支援給付金」の要件に該当しない事業者に対して、固定費の軽減を図るため、家賃の補助を行います。</p> <p><b>【補助金額】</b> 上限30万円 ※最大5万円/月(補助率1/3)×6か月分</p> <p><b>【申込期限】</b> 令和3年1月15日</p>	<p>国の「家賃支援給付金」の対象でないこと。他の家賃補助制度との併用不可。</p> <p>下記①~③すべて該当。</p> <p>①中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主 ②5~12月において、いずれか1か月で前年同月比20%以上減 ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料支払い</p>	<p><a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/1/11632.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/1/11632.html</a></p>	<p>(市)経済部 商工振興課 ☎27-8166</p>
4	(全事業者向け)新型コロナウイルス感染症予防対策事業	<p>利用者が安心して事業所等を利用できるよう感染症予防対策を実施する「安心・安全宣言」事業所に対して、「安心・安全宣言ステッカー」の配布と感染症予防対策経費(マスク、消毒液等の購入費)を補助します。</p> <p><b>【対象期間】</b> 令和2年4月1日~令和3年2月19日</p> <p><b>【申請期間】</b> 令和2年9月1日~令和3年2月19日</p> <p><b>【補助金額】</b> 1事業所上限3万円</p>	<p>以下の要件にすべて該当</p> <p>①感染症対策に取り組む宇佐市内の事業所を有する ②市のほかの感染予防にかかわる助成金交付を受けていない ③市税等の滞納をしていない ④新型コロナウイルス感染症対策チェックシートにすべて該当し、申請書類がすべて整っている</p>	<p><a href="http://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/kenko/7/covid/19/11575.html">http://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/12/kenko/7/covid/19/11575.html</a></p>	<p>(市)福祉保健部 健康課 健康増進係 ☎27-8137</p>

(市):宇佐市役所

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの方へ(企業及び個人事業主向け給付・融資等)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
5	セーフティネット保証4号	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。通常の保証限度枠とは別枠の保証が利用可能です。また、信用保証料が低利となります。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要です。	原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業者	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/8925.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/8925.html</a>	(市)経済部 商工振興課 ☎27-8166
6	セーフティネット保証5号	新型コロナウイルス感染症に起因して売上高等が減少している業種に属する中小企業者を支援を行います。通常の保証限度枠とは別枠の保証が利用可能です。また、信用保証料が低利となります。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要です。	原則として最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれる中小企業者	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/8925.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/8925.html</a>	(市)経済部 商工振興課 ☎27-8166
7	危機関連保証	新型コロナウイルス感染症の影響で売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置です。セーフティネット保証4号・5号とは別枠の保証が利用可能。また、信用保証料が低利となります。制度の利用には、事業所の所在する市の認定が必要です。	最近1か月間の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれる中小企業者	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/8925.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/8925.html</a>	(市)経済部 商工振興課 ☎27-8166
8	大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金特別融資	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い経営に影響を受けている中小企業の方へ金融支援を行います。 【取扱期間】 令和2年12月31日まで	県内で同一事業を継続して6か月以上行っており、新型コロナウイルス感染症に起因して最近1か月間の売上高等が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる中小企業者	<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/korona4.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/korona4.html</a>	大分県経営創造・金融課 ☎097-506-3226 【取扱金融機関】 大分銀行、豊和銀行、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、西日本シティ銀行 外
9	大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金融資にかかる利子補助	「大分県新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」の運転資金に係る融資を受けた中小企業者に対して、利子相当分の補助を行います。 【補助対象融資上限額】 1,000万円 【補助期間】 10年以内	【主な条件】 ①中小企業者 ②法人は融資を受ける本店または支店の所在地が市内、個人は住所が市内 ③法人の支店の場合は融資契約を支店名で行う ④市税の滞納がない	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/10645.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/s_hokoshinko/2/3/10645.html</a>	(市)経済部 商工振興課 ☎27-8166
10	新型コロナウイルス感染症特別貸付	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化をきたしている中小企業の方へ金融支援を行います。 ※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化をきたし、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5%以上減少した方 ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は別途の基準を満たす方	<a href="https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html">https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html</a>	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル (平日9時～17時) ☎0120-154-505

(市): 宇佐市役所

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの方へ(企業及び個人事業主向け給付・融資等)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
11	がんばろう！お おいた資金繰り 応援資金	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少している中小企業・小規模事業者への金融支援を行います。 ※右記の①の方、または②の方で、最近1か月の同月比が中小企業者・小規模事業者で15%減、個人事業者で5%減の場合は3年間実質無利子となります。 【取扱期限】 令和2年12月31日	①セーフティーネット保証4号、または、危機関連保証の認定を受けた方 ②セーフティーネット保証5号の認定を受けた方	<a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/ganbarousikin3.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/14040/ganbarousikin3.html</a>	大分県経営創造・金融課 ☎097-506-3226 【取扱金融機関】 大分銀行、豊和銀行、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、西日本シティ銀行 外
12	危機対応融資	商工組合中央金庫が新型コロナウイルス感染症の影響を受け業況が悪化している中小企業の方へ金融支援します。 ※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業績悪化をきたし、次の①または②のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5%以上減少した方 ②業歴が3か月以上1年1か月未満の場合は別途の基準を満たす方	<a href="https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200319_04.pdf">https://www.shokochukin.co.jp/assets/pdf/nr_200319_04.pdf</a>	商工組合中央金庫相談窓口 ☎0120-542-711 (平日)9:00~17:00 (土日祝)9:00~15:00
13	新型コロナウイルス対策小規模事業者経営改善資金(マル経)融資	商工会議所・商工会・県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して融資を行うものです。 ※特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現	新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月間の売上高等が前年同月に比して5%以上減少した小規模事業者	<a href="https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html">https://www.ifc.go.jp/n/finance/search/kaizen_m.html</a>	日本政策金融公庫別府支店 ☎0977-25-1151 宇佐商工会議所 ☎33-3433 宇佐両院商工会 ☎44-0381
14	雇用調整助成金の特例措置	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成があります。 【助成率】 大企業2/3、中小企業4/5(解雇等を行わない場合は大企業3/4、中小企業9/10)(賃金の60%を超えて支給する場合は、60%を超える部分の助成率を特例的に10/10) 【支給限度日数】 通常の1年間で100日とは別枠で利用可能	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page1_07.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/page1_07.html</a>	大分労働局 大分助成金センター ☎097-535-2100 ハローワーク宇佐 ☎0978-32-8609
15	大分県中小企業・小規模事業者応援金	売上げが減少しながらも事業の継続、雇用の維持や「新しい生活様式」の実践に取り組む県内の法人や個人事業者に応援金を給付します。 【交付額】 右記(1)に該当する方 ・法人:30万円 ・個人事業者:15万円 右記(2)に該当する方 ・15万円 【申請期限】 令和2年12月31日	(1)県内の法人または個人事業者のうち、県制度融資等規定の融資を受けた方 ※該当融資は県ホームページをご覧ください。 (2)令和2年1月1日以降に県内で創業した方のうち、下記いずれかに該当する方 ・小規模事業者持続化補助金の採択通知を受けた方 ・大分県災害時等中小企業者持続化支援事業費補助金の交付決定通知を受けた方	<a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/14000/ouen.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/14000/ouen.html</a>	大分県中小企業・小規模事業者応援金相談窓口(コールセンター) ☎050-6865-7016 9~18時(土日祝除く)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの方へ(企業及び個人事業主向け給付・融資等)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
16	大分県新型コロナウイルス感染症対策緊急支援事業	新型コロナウイルスでダメージを受けた地域経済・社会の維持・復興に繋がる地域の主体的な取組を支援します。 【補助率】 100% 【補助上限額】 100万円 【期間】 令和3年3月31日まで	地域団体、業界団体、各種協同組合等(個人、個別企業を除く)	<a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/10112/korona-kinkyushien.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/10112/korona-kinkyushien.html</a>	大分県北部振興局 ☎0978-32-1373
17	宿泊施設新型コロナウイルス感染症予防対策補助金(観光客誘致促進事業)  <b>市独自</b>	市内宿泊施設が感染予防対策を実施する経費に対して補助金を交付することで誘客を図ります。 【対象経費(例)】 マスク類、アルコール消毒類、飛沫防止用アクリル板、自動チェックイン機、キャスレス決済端末などの購入および設置に係る経費 【対象期間】 令和2年2月1日～12月28日 【補助金額】 上限20万円 【申請期限】 令和3年1月29日まで	・市内に所在する旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する宿泊施設 ・宿泊補助商品券配布事業の参加承認施設	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/tourist/kankohoio/1619.html">https://www.city.usa.oita.jp/tourist/kankohoio/1619.html</a>	(市)経済部 観光・ブランド課 観光振興係 ☎27-8171
18	宿泊補助商品券配布事業(観光客誘致促進事業)  <b>市独自</b>	国、県で行われるキャンペーンの利用者に対して誘客促進を図るため、市内に宿泊した方に商品券(「宇佐観光エール券」)を配布します。 【配布内容】 1人あたり2,000円分の商品券(市内飲食店、土産店等で利用可能) ※使用期限は令和3年1月31日まで 【配布時期】 令和2年10月1日～令和3年1月31日 ※チェックインの先着順とし、なくなり次第終了。	本事業に参加承認された市内宿泊施設に宿泊した方	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/tourist/kankohoio/1625.html">https://www.city.usa.oita.jp/tourist/kankohoio/1625.html</a>	(市)経済部 観光・ブランド課 観光振興係 ☎27-8171

○税の軽減に関すること

19	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置	厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者の保有する建物や設備について、令和3年度課税の1年分に限り課税標準を1/2又はゼロとします。 【申請期限】 令和3年1月31日	中小事業者等で2020年2月～10月の任意の連続する3月の期間の事業収入が、 ・前年同期比▲30%～50%未満の場合:1/2軽減 ・前年同期比▲50%以上の場合:全額免除	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/kurashi/tetsuzuki/zeikin/3/10958.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/kurashi/tetsuzuki/zeikin/3/10958.html</a>	(市)市民生活部 税務課 資産税係 ☎27-8128
----	--	---	---	---	-------------------------------------

(市):宇佐市役所



新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの方へ(農林水産業者向け給付・融資等)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
1	漁業近代化資金の融資制度	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた漁業者に対する漁業近代化資金の貸し付けの特例が設けられました。 ①貸付当初5年間実質無利子化 ②保証料を当初5年間免除 ③実質無担保化	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/material/files/group/53/index-7.pdf">https://www.city.usa.oita.jp/material/files/group/53/index-7.pdf</a>	(市)経済部 林業水産課 水産係 ☎27-8164 (内線:2301)
2	農林漁業セーフティネット資金の融資制度	農林漁業セーフティネット資金の貸付金をご利用いただける要件に「新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがあること」が追加されました。	主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半を占めていること)、認定農業者等	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/nosei/1/3_1/9024.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/nosei/1/3_1/9024.html</a>	(市)経済部 《農業関係》 農政課農村振興係 ☎27-8157 《林業関係》 林業水産課林業係 ☎27-8163 《漁業関係》 林業水産課水産係 ☎27-8164
3	農業近代化資金の融資制度	新型コロナウイルス感染症の発生に伴い影響を受けた農業者に対する農業近代化資金の貸し付けの特例が設けられました。 ①貸付当初5年間実質無利子化 ②農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を保証当初5年間免除 ③実質無担保化	主業農業者(農業所得が総所得の過半を占めていること)、認定農業者等	<a href="https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/nosei/1/3_1/9024.html">https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/nosei/1/3_1/9024.html</a>	《農業関係》 (市)経済部 農政課 農村振興係 ☎27-8157
4	農林漁業者経営継続緊急支援事業費補助金	国の「経営継続補助金」を活用して、県が推進するスマート技術の導入を行う農林漁業者に対し、県が国庫補助に上乗せして支援します。 【補助率】 「経営の継続に向けた取組」として認められた経費の1/6以内(補助上限額は、①又は②のいずれか低い額。単独申請22.2万円、共同申請22.2万円、②スマート技術を活用した機械・設備等の導入に要した経費)	以下のすべてに該当する方 (1)国の令和2年度補正予算農林漁業者経営継続補助金事業(以下、国補助金といいます。)において採択された農林漁業者 (2)国補助金を活用し、県が推進するスマート技術を導入する農林漁業者	<a href="http://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/keieikeizo/kukinkyusien.html">http://www.pref.oita.jp/soshiki/15270/keieikeizo/kukinkyusien.html</a>	大分県北部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班 ☎0978-32-1621

(市):宇佐市役所

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの方へ(医療及び福祉従事者等向け融資・支援金等)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先
1	新型コロナウイルス感染症により機能停止等となった医療関係施設等に対する優遇融資	新型コロナウイルスの感染によって事業停止などになった医療関係施設等に対し、優遇融資を実施しています。経営資金の貸し付け利率の引き下げ実施、既往貸付の返済猶予の相談に対応しています。	①施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したため、やむなく営業を停止した場合 ②施設利用者や従業員の方が新型コロナウイルスに感染したことに伴い、事業運営を縮小した場合 ③新型コロナウイルス感染症の防止のため、自治体などからの要請を受けて、休業した場合	<a href="https://www.wam.go.jp/hp/fukui/shingatacorona/">https://www.wam.go.jp/hp/fukui/shingatacorona/</a>	独立行政法人福祉医療機構相談窓口 【新規貸付】 大阪支店医療審査課 ☎06-6252-0219 【既往貸付】 東京本部顧客業務部顧客業務課 ☎03-3438-9939

新型コロナウイルス感染症の影響を受けお困りの方へ(医療及び福祉従事者等向け融資・支援金等)

番号	内容	制度概要	対象者	リンク先	問い合わせ先等
2	新型コロナウイルス感染症対策等支援金 《医療機関・薬局等向け》	①新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策等に対する取組への支援 ②診療体制確保等に向けた取組への支援 【支援対象経費(例)】 感染防止のための個人防護具等の確保等 【支援上限額】 病院200万円+5万円×病床数 有床診療所(医科・歯科) 200万円 無床診療所(医科・歯科) 100万円 薬局70万円 訪問看護ステーション70万円 助産所70万円	令和2年4月1日以降、院内等での感染拡大防止対策や診療体制確保等の取組を行う医療機関、薬局・訪問看護ステーション・助産所		
	《介護サービス事業所・施設向け》	(1)新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援 【対象経費(例)】 衛生用品等の物品購入費等 【助成上限額】 サービス類型毎に設定 例)通所介護(通常規模型)89.2万円、訪問介護53.4万円、特養3.8万円×定員数 (2)介護サービス再開に向けた取組への支援 ①在宅サービス利用中止中の利用者への再開支援への助成 【支援額】 電話:1,500円、 訪問:3,000円(1利用者につき1回まで) ②在宅サービス事業所における環境整備への助成 【助成上限額】 20万円	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかき増し経費が発生した介護サービス事業所・施設等  令和2年4月1日以降、サービス利用中止中の利用者に対する利用再開の働きかけや感染症防止のための環境整備に取り組んだ在宅サービス事業所	<a href="https://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/siennkinn.html">https://www.pref.oita.jp/soshiki/12300/siennkinn.html</a>	大分県支援金コールセンター ☎050-6865-6411 9~18時、土日祝日は休業  【申請受付期間】 令和2年9月1日~令和3年1月29日  ※やむを得ない事情により、受付終了日に間に合わない場合は、コールセンターを通じて県の担当課(医療政策課、高齢者福祉課、障害福祉課)に相談してください。
	《障害福祉サービス事業所・施設向け》	(1)新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上での障害福祉サービス提供支援 【対象経費(例)】 衛生用品等の物品購入費等 【助成上限額】 サービス類型毎に設定 例)生活介護75.7万円、共同生活援助(介護サービス包括型)40.2万円、児童発達支援38万円等 (2)障害福祉サービス再開に向けた取組への支援 ①在宅サービス利用中止中の利用者の再開支援への助成 【支援額】 計画相談支援:1,500円、 障害児相談支援:2,500円、 その他:2,000円 ただし、1利用者につき申請は1回まで ②在宅サービス事業所における環境整備への助成 【対象経費(例)】 長机、飛沫防止パネル等 【助成上限額】 20万円	令和2年4月1日以降、感染症対策を徹底した上でサービスを提供するために必要なかき増し経費が発生した障害福祉サービス事業所・施設等  令和2年4月1日以降、サービス利用中止中の利用者に対する利用再開の働きかけや感染症防止のための環境整備に取り組んだ計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所並びに在宅サービス事業所		